

生駒市訓令甲第 1 号

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 25 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第 1 条 生駒市情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 12 月生駒市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「子どもサポートセンター」を「こどもサポートセンター」に改める。

第 9 条第 2 項中「職員課長」を「人事課長」に改める。

(生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第 2 条 生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成 14 年 8 月生駒市訓令甲第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 6 号を次のように改める。

(6) 人事課長

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第 3 条 生駒市行政企画会議規程（昭和 45 年 11 月生駒市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の前の見出し及び同条を削り、第 7 条に見出しとして「（専門部会）」を付し、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条第 1 項中「部会」を「専門部会」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条中「部会」を「専門部会」に改め、同条を第 9 条とし、第 11 条を

第10条とする。

別表を削る。

別記様式中「第9条」を「第8条」に改める。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 生駒市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年6月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(専門部会)

第6条 本部に専門的事項について研究、協議するため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長、副部会長及び委員で組織する。

3 部会長は本部長が指名する者を、副部会長は部会長が指名する者を、委員は本部長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は会務を総理し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

別表を削る。

(生駒市事務改善委員会規程の一部改正)

第5条 生駒市事務改善委員会規程(昭和55年5月生駒市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 市長公室人事課長

第3条第8号を次のように改める。

(8) 福祉部高齢福祉課長

第3条中第15号を第16号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り

下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) こども健康部こども課長

第 5 条第 2 項中「市長公室職員課長」を「市長公室人事課長」に改める。

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第 6 条 生駒市事務専決規程（平成 24 年 3 月生駒市訓令甲第 2 号）を次のように改正する。

第 2 条第 10 号中「子どもサポートセンター所長」を「こどもサポートセンター所長」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号及び第 4 号中「職員課長」を「人事課長」に改める。

第 16 条及び第 17 条を次のように改める。

(福祉部長の専決事項)

第 16 条 福祉部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉法人の定款変更の届出の受理に関する事。
- (2) 介護保険事業の企画運営に関する事。

(こども健康部長の専決事項)

第 17 条 こども健康部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 予防接種及び健康診断の企画に関する事。
- (2) 国民健康保険事業の企画運営に関する事。

第 22 条第 2 号中「要望のうち、軽易なものの処理」を「要望等の処理手続」に改める。

第 23 条（見出しを含む。）中「職員課長」を「人事課長」に改める。

第 44 条から第 46 条までを次のように改める。

(高齢福祉課長の専決事項)

第 44 条 高齢福祉課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉及び高齢者福祉に係る調査研究に関すること。
- (2) 国民年金書類の受理、審査及び進達に関すること。
- (3) 福祉統計に関すること。
- (4) 高齢者福祉施設の管理に関すること。

(障がい福祉課長の専決事項)

第45条 障がい福祉課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい福祉に係る調査研究に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）等に係る各種手帳、証明書等の交付に関すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）に規定する更正医療、育成医療及び精神通院医療（以下「更正医療、育成医療及び精神通院医療」という。）に係る自立支援医療費支給対象者の資格取得及び喪失の認定に関すること。
- (4) 更正医療、育成医療及び精神通院医療に係る受給者証等の交付に関すること。
- (5) 更正医療、育成医療及び精神通院医療に係る医療費の支給に関すること。
- (6) 精神障がい者で医療費助成対象者の資格取得及び喪失の認定に関すること。
- (7) 精神障がい者の医療証等の交付に関すること。
- (8) 精神障がい者の医療費の支給に関すること。
- (9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援に係る支給に関すること。

(介護保険課長の専決事項)

第46条 介護保険課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な介護保険事業の計画及び実施に関する事。
- (2) 介護保険被保険者の資格取得及び喪失の認定に関する事。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定及び要支援認定に関する事。
- (4) 介護保険に係る被保険者証、資格者証、受給資格証明書、認定証等の交付に関する事。
- (5) 介護保険被保険者の給付の決定に関する事。
- (6) 納入通知書及び特別徴収に係る通知書の発行に関する事。
- (7) 公示送達及びこれに伴う納期の変更に関する事。
- (8) 賦課資料の調査及び検査に関する事。
- (9) 納付の奨励及び収納に関する事。
- (10) 徴収の嘱託及び受託に関する事。
- (11) 過誤納金の充当還付に関する事。
- (12) 包括的支援事業の調査研究に関する事。
- (13) 軽易な地域包括支援センターとの調整に関する事。

第47条第4号を次のように改める。

- (4) 子育て短期支援事業の利用の決定に関する事。

第47条に次の5号を加える。

- (5) 児童福祉法に規定する助産及び母子保護の実施の決定に関する事。
- (6) ひとり親家庭自立支援給付金の支給の決定に関する事。
- (7) 学童保育所通所費助成の支給の決定に関する事。
- (8) 保育所の入所の決定に関する事。
- (9) 保育料の決定に関する事。

第49条の見出し及び同条中「子どもサポートセンター所長」を「こどもサポートセンター所長」に改め、同条第1号中「子どもサポートセンター」を「こどもサポートセンター」に改める。

第50条及び第51条を次のように改める。

(健康課長の専決事項)

第50条 健康課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症その他の消毒の実施に関する事。
- (2) がん検診の実施に関する事。
- (3) 予防接種の実施に関する事。
- (4) 健康手帳の交付に関する事。
- (5) 母子手帳の交付に関する事。
- (6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する低体重児の届出の受理に関する事。

(病院建設課長の専決事項)

第51条 病院建設課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な病院建設事業の計画及び実施に関する事。

第51条の次に次の1条を加える。

(国保医療課長の専決事項)

第51条の2 国保医療課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険税の納税通知書の発行に関する事。
- (2) 国民健康保険一部負担金の決定に関する事。
- (3) 国民健康保険被保険者の資格取得及び喪失の認定に関する事。
- (4) 国民健康保険被保険者証の交付に関する事。
- (5) 国民健康保険被保険者の給付の決定に関する事。
- (6) 公示送達及びこれに伴う納期の変更に関する事。

- (7) 課税資料の調査及び検査に関すること。
- (8) 母子保健法に規定する養育医療（以下「養育医療」という。）の医療費給付対象者の資格取得及び喪失の認定に関すること。
- (9) 養育医療の医療券の交付に関すること。
- (10) 養育医療の医療費の支給に関すること。
- (11) 子ども、心身障害者、ひとり親家庭等及び重度心身障害老人等で医療費助成対象者の資格取得及び喪失の認定に関すること。
- (12) 子ども、心身障害者及びひとり親家庭等の医療証等の交付に関すること。
- (13) 子ども、心身障害者、ひとり親家庭等及び重度心身障害老人等の医療費の支給に関すること。
- (14) 後期高齢者医療保険料の納入通知書の発行に関すること。
- (15) 後期高齢者医療保険料の納付の奨励及び収納に関すること。
- (16) 後期高齢者医療保険料の過誤納金の充当還付に関すること。

（生駒市職員被服貸与規程の一部改正）

第7条 生駒市職員被服貸与規程（昭和46年4月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「福祉健康部」を「福祉部、こども健康部」に改め、同表第12項中「健康課」を「福祉事務所」に、「福祉事務所」を「健康課」に改める。

（生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部改正）

第8条 生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱（平成7年2月生駒市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「職員課」を「人事課」に、

| | | |
|-------|-------------------------------------|---|
| 福祉健康部 | 健康課 国保年金課 こども課 介護保険課 福祉総務課 福祉支援課 | を |
|-------|-------------------------------------|---|

| | |
|--------|--------------------|
| 福祉部 | 高齢福祉課 障がい福祉課 介護保険課 |
| こども健康部 | こども課 健康課 国保医療課 |

に

改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。